

**(仮称) 南相馬市第三次総合計画基本構想（素案）に係る
パブリックコメント手続の実施について**

1. 案件名

(仮称) 南相馬市第三次総合計画基本構想（素案）について

2. 案の公表と意見の提出期間

令和4年9月28日（水）～令和4年10月17日（月）

3. 案の公表場所

企画課（西庁舎2階）、市民課総合案内、小高区役所市民総合サービス課、鹿島区役所市民総合サービス課、各生涯学習センター（小高・鹿島・原町・大田・大甕・高平・石神・ひがし・ひばり）、情報交流センター、市ホームページ

4. 意見の提出方法

- (1) 提出様式は任意、住所・氏名・連絡先を明記
- (2) 提出方法は持参、郵送、ファクス、電子メールのいずれか

5. 提出された意見の取り扱い等結果の公表予定日

令和4年12月28日（水）

6. 意見の提出・問合せ先

復興企画部企画課

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地

電 話：0244-24-5358 ファクス：0244-23-2511

電子メール：kikaku@city.minamisoma.lg.jp

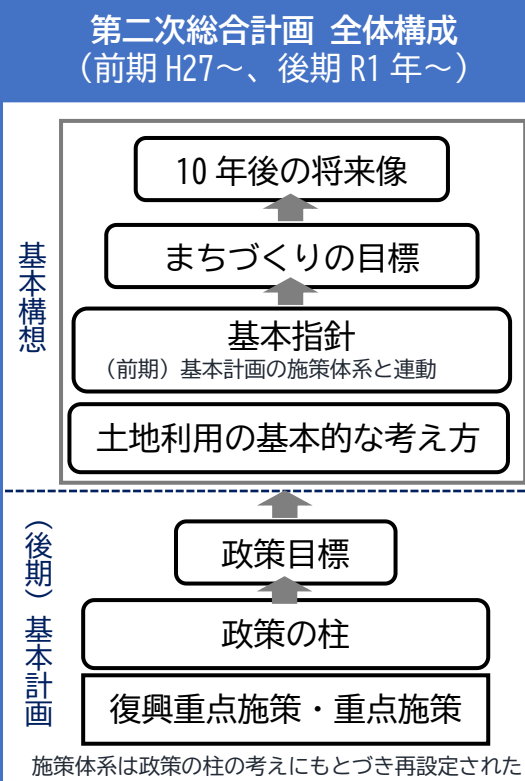
7. 今後のスケジュール

No.	日 付	項 目
1	9月28日（水） ～10月17日（月）	パブリックコメント手続き
2	10月下旬	総合計画審議会
3	10月下旬	各区地域協議会
4	11月上旬	企画調整会議・庁議
5	12月	議会上程・議決

（仮称）南相馬市第三次総合計画 基本構想（素案）概要

以下を踏まえ、第三次総合計画基本構想を検討しました

第二次総合計画の全体構成



本市を取り巻く状況や背景

● 時代の潮流 ●

- ・人口減少・少子高齢化の本格化
- ・グローバル化の進展に伴う新たなチャンスへの対応と、新しい生活様式の推進
- ・持続可能で多様性・包摂性のある社会の創造
- ・地球環境問題の深刻化と、頻発化・激甚化する自然災害への対応
- ・デジタル変革（DX）の推進等

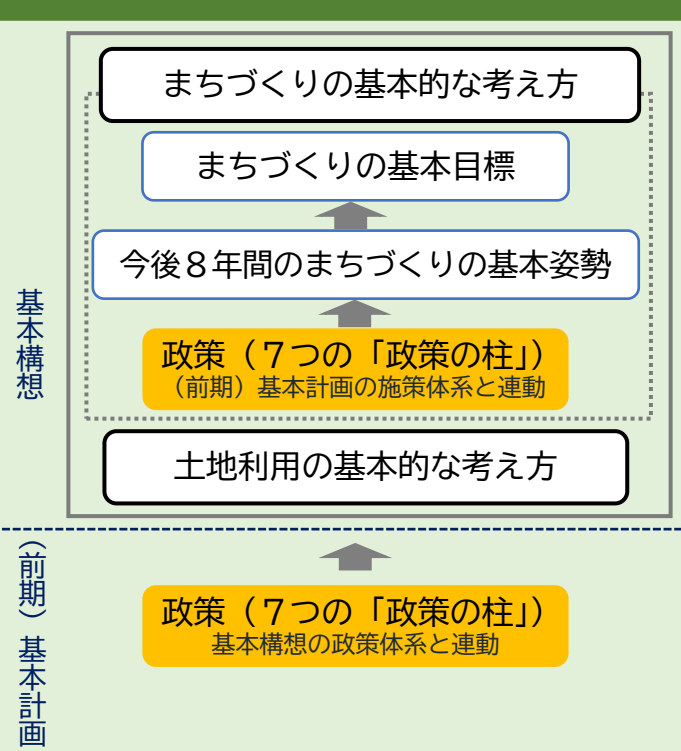
● 本市の現状 ●

- ・時代に先行した人口減少と急速な少子高齢化
- ・原子力災害への継続的な対応
- ・復興状況の変化と新たな課題への対応
- ・SDGs の取組を推進等

● 市民の視点 ●

- ・中高生・市民・職員意識調査
- ・市民・高校生・職員ワークショップ
- ・若者世代との意見交換会
- …等の意見

（仮称）第三次総合計画 全体構成 (R5～R12)



まちづくりの基本的な考え方のポイント

【まちづくりの基本目標】

- ・今後も予測できない事案が発生することを想定し、より長期的な視点で捉えた「未来の南相馬の姿」として設定
- ・第二次総合計画後期基本計画の政策目標を継承

【今後8年間のまちづくりの基本姿勢】

- ・今後8年間で、市民が震災と原発事故からの復興・再生を実感できることを目指す
- ・そのために、市民等が地域課題の解決に取り組むための3つの「今後8年間のまちづくりの基本姿勢」を設定

【政策（7つの「政策の柱」）】

- ・「今後8年間のまちづくりの基本姿勢」に基づき、原子力災害からの復興に加え、持続可能なまちづくりを進めるため、SDGs の視点を踏まえ、まちづくりに取り組んでいく
- ・7つの「政策の柱」を体系化。基本計画においても同様に7つの「政策の柱」をベースに施策を展開
- ・第二次総合計画後期基本計画の政策（5つの「政策の柱」）を継承しつつ、時代に合った市民にとってより分かりやすく、シンプルな体系とし、「原子力災害復興」分野を新たに柱立て

まちづくりの基本的な考え方

まちづくりの基本目標 『未来の南相馬の姿』

100年のまちづくり ～家族や友人とともに暮らすまち～

100 年先の南相馬市～「市民が家族や友人に囲まれながら、安心して暮らすまち」～これが未来の南相馬市を想像した姿です。

私たちの子孫がこの地域で幸せに暮らし、我々が引き継いできた伝統が 100 年後も引き継がれ、更に魅力が増している未来を想像しています。

南相馬市は、長期的な視点をもって、このような未来を想像しながら、みんなで力を合わせ、まちづくりに取り組んでいきます。

今後8年間のまちづくりの基本姿勢

つなぐ・よりそう・いどむ

本市は、未来の南相馬市の姿である「100 年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現に向け、今後8年間で、市民が震災と原発事故からの復興を実感できることを目指します。

このため、今後のまちづくりを進めるうえでは、今まで積み重ねてきた努力の成果をかたちとし、次の世代へしっかりと「つなぐ」こと、互いに思いやり「よりそう」こと、何事にも果敢に「いどむ」ことが重要です。

これらの考えの下、市民、事業者・まちづくり団体、行政それぞれが、課題解決に取り組むため、「今後8年間のまちづくりの基本姿勢」を掲げます。

政策（7つの「政策の柱」）

「今後8年間のまちづくりの基本姿勢」に基づき、原子力災害からの復興に加え、持続可能なまちづくりを進めるため、SDGs の視点を踏まえ、次のとおり7つの「政策の柱」を掲げ、取り組んでいきます。

政策の柱1 教育・学び

教育水準の向上などにより、こどもの未来を切り拓く力を高めるとともに、誰もが学びたいことを学び続けられるまちを目指します。

政策の柱2 こども・子育て

すべてのこどもの権利と暮らしを守り、こどもが笑顔で暮らせるまちを目指すとともに、少子化対策などに取り組み、安心してこどもを産み育て、こどもの成長に喜びを感じ、充実した子育てができるまちを目指します。

政策の柱3 健康・医療・福祉

市民の健康づくりの推進、医療・福祉体制の整備や連携の強化などにより、誰もが安心して健康で暮らせるまちを目指します。

政策の柱4 産業・しごとづくり・移住定住

新たなチャレンジを応援するとともに、地元企業の発展を支え、就業機会の創出、本市の魅力ある地域資源を生かし、訪れたくなる・住みたくなるまちを目指します。

政策の柱5 都市基盤・環境・防災

道路網・上下水道や住環境の整備、公共交通の確保、ごみの減量化など住みやすいまち、脱炭素社会の実現や交通安全・防犯の推進など、環境に配慮し、快適なまち、想定外を超える災害に対し、しなやかで強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちを目指します。

政策の柱6 地域活動・行財政

新たな感染症の脅威など、突発的な事象に対し、機動的に対応します。また、市民一人ひとりが成長・活躍できるよう支援します。さらに、健全な行財政運営を図り、将来へ向けて持続可能なまちを目指します。

政策の柱7 原子力災害復興

国の「第二期復興・創生期間」に合わせ、国・県等とも連携し、福島イノベーション・コースト構想を推進します。また、更なる少子化対策、移住定住の促進、不足する医療・福祉分野等の人材を確保します。さらに、地元企業等の風評払拭に向けた取組の推進や廃炉作業を安全かつ着実に進めることを、国、事業者に求めるなど、原子力災害からの復興・再生に取り組めます。

(仮称) 南相馬市

第三次総合計画

基本構想 (素案)

令和4年9月

南相馬市

目 次

基本構想(素案).....	1
第1章 基本構想.....	3
1 基本構想とは	3
2 新たな基本構想の目標年と計画期間	3
3 基本構想策定の背景	4
4 まちづくりの基本的な考え方	7
5 土地利用の基本的な考え方	13
6 計画の全体像.....	15

基本構想 (素案)

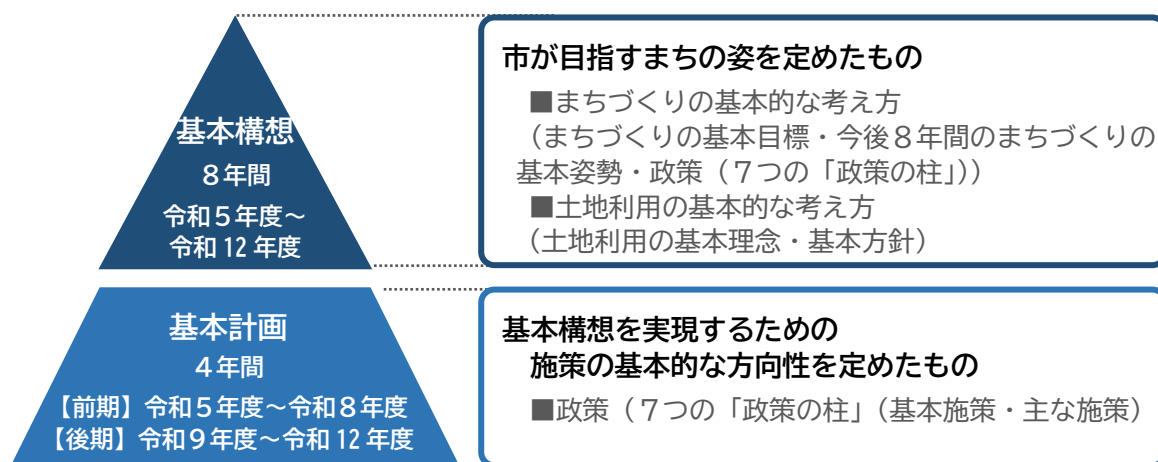
第1章 基本構想

1 基本構想とは

総合計画は、総合的かつ基本的な指針である最上位計画で、「基本構想」、「基本計画」で構成しています。基本構想は、本市のまちづくりの基本的な考え方及び土地利用の基本的な考え方を示すものであり、基本計画は、基本構想に示す政策実現のための手段を具体的に示したものです。その他「実施計画」は、市内部の計画として、基本計画で示す施策の目標実現のため、具体化させたものです。

本市では、東日本大震災（以下「震災」という。）及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）から12年目を迎え、ハード整備を中心とした復旧事業等は概ね完了していること、市民意識調査の結果からもこれまでの復興施策に対し一定の評価を得ていること、復興が進むとともに新たな課題も発生していること、近年の変化が著しい社会情勢等への迅速かつ柔軟な対応が必要であることなどから、今回、より時代に沿った計画とすべく、令和5年度を始期とする新たな「（仮称）南相馬市第二次総合復興計画（以下「（仮称）第三次総合計画」という。）」を策定することとします。

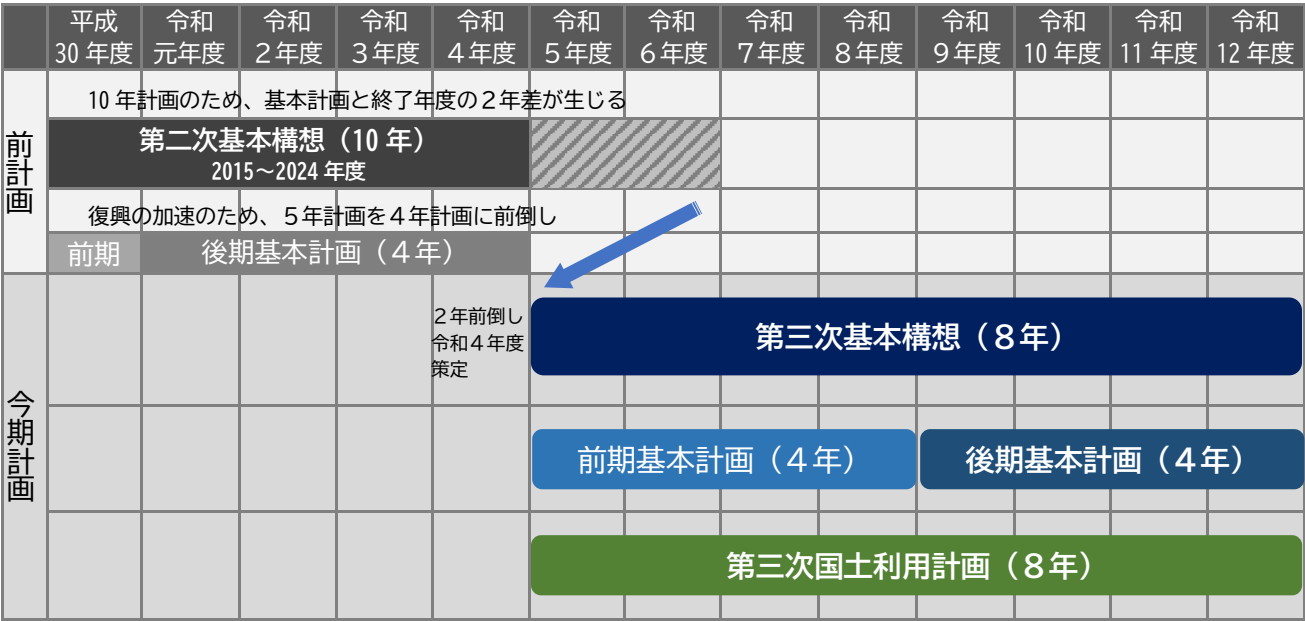
● 計画の構成 ●



2 新たな基本構想の目標年と計画期間

時代の流れが速い中、国の「第2期復興・創生期間」等との連携や国際的な目標である持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の達成期限、市長任期と計画期間を連動させることで実効性等を確保するため、「（仮称）第三次総合計画」の計画期間については、令和5年度を始期とし、新たな「基本構想」は令和12年度までの8年間、「基本計画」は前期・後期それぞれを4年間の計画期間とします。

● 計画の期間 ●



● 関連項目 ●



3 基本構想策定の背景

■ 第一次総合計画

本市は、平成 18 年 1 月 1 日、旧小高町、旧鹿島町及び旧原町市の 1 市 2 町が合併し誕生し、平成 20 年 3 月に「南相馬市第一次総合計画（以下「第一次総合計画」という。）」を策定し、「ともにつくる 活力に満ちた 安心で潤いのある南相馬」を将来像に掲げ、「持続可能な自治体」として、50 年後、100 年後も、未来の市民が、南相馬市に住んでいてよかったというまちづくりを進めてきました。

■ 復興計画

震災と原発事故からの復旧を果たし、更なる地域の発展も図るため、平成 23 年 12 月に「南相馬市復興計画（以下「復興計画」という。）」を策定し、「心ひとつに

世界に誇る「南相馬の再興を」をスローガンに多くの市民が帰還し、原子力災害を克服して、安全・安心の南相馬市となるよう市民・行政が一丸となって取り組んできました。

■ 第二次総合計画

第一次総合計画及び復興計画の策定時から本市を取り巻く環境が大きく変化していたことから、平成27年1月に第一次総合計画及び復興計画を見直し、「南相馬市復興総合計画（以下「第二次総合計画」という。）を策定し、「みんなでつくる かがやきとやすらぎのまち 南相馬」を将来像に掲げ、本市の更なる発展と基礎をつくり、すべての市民が幸せを実感できるまちづくりを進めてきました。

■ 第二次総合計画後期基本計画

居住人口が急激に減少した旧避難指示区域の再生や福島県が本市で整備を進めていた福島ロボットテストフィールドの活用など、重点的かつ緊急に取り組む事業が生じていたことから、第二次総合計画前期基本計画を検証するとともに、1年前倒しをして、平成31年3月に「南相馬市復興総合計画後期基本計画（以下「第二次総合計画後期基本計画」という。）を策定しました。

また、政策目標に「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らし続けるために～」を掲げ、震災と原発事故という未曾有の大災害を乗り越え、もう一度自信を取り戻すこと、こどもたちが故郷に誇りを持ち、この地で何代も営みが続きまちづくりを目指し、本市の礎を築いた先人に感謝し、今を生きるだけでなく、10年、100年先を見据えたまちづくりに取り組んでいます。

なお、第二次総合計画を策定した後、当該計画期間中においては、予想することもできなかった相次ぐ大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染拡大、少子化対策など、新たな緊急的な課題等に全市を挙げ取り組んできました。

■ 震災と原発事故から12年目を迎え、新たに生じている課題

震災と原発事故から12年目を迎え、本市の復旧・復興は着実に進んでいます。一方で、震災と原発事故で拍車がかかったこどもや若者を中心とした人口減少に加え、出生数は減少傾向にあり、今後更なる高齢化の進行が見込まれる中、少子

基本構想（素案）

化対策や子育て支援、移住定住の促進、不足する医療・福祉分野等の人材確保など、急激な少子高齢化への対応が求められています。

また、ALPS処理水の海洋放出という方針を国が決定したことによる更なる風評が懸念される中、水産業をはじめ農林業や観光業・商工業・サービス業に携わる事業者等が安心して事業継続できるよう風評払拭に向けた取組を推進することが必要です。

さらに、福島イノベーション・コースト構想を基軸とし、地元企業の振興、福島ロボットテストフィールドと福島国際研究教育機構等との連携を強化しながら、産学官連携や新産業の集積・振興、持続可能な産業の創出が重要な課題です。加えて、令和元年東日本台風及び令和4年3月の福島県沖地震など度重なる自然災害等への対応などが求められています。

加えて、今なお収束が見えない新型コロナやSDGsやデジタル変革（DX）（以下「DX¹」という。）、ロシアによるウクライナ侵攻による社会・経済活動への影響など、世界全体が大きく変わろうとする中で、これらにも適切に対応していく必要があります。

■ 新たな課題に対し、現在、本市が求められていること

本市が、新たな課題を解決するとともに、震災と原発事故から更なる復興・再生を成し遂げるためには、将来を見据えた「持続可能なまちづくり」の実現が必要です。

このため、本市誕生から16年、さらに震災と原発事故から12年目という歩みを大切にしながら、今まで積み重ねてきた努力の成果をかたちとし、次の世代へしっかりと「つなぐ」こと、互いに思いやり、「よりそう」こと、前例に捉われない柔軟な発想を持つとともに、様々な困難を飛躍の機会と捉えるなど、何事にも果敢に「いどむ」ことが今後のまちづくりの基本姿勢として重要です。

■ 今後の持続可能なまちづくりの実現に向けて

平成23年の地方自治法改正によって、自治体における基本構想の策定義務が廃止され、基礎自治体においては、より自治体の自主性の尊重と創意工夫の発揮を促すことが求められています。

また、現在、緊張感を増す世界情勢や新たな感染症への脅威、地球温暖化によ

¹ デジタル変革（DX） デジタル・トランスフォーメーション（Digital Transformation）の略で、「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる概念。

る気候変動に加え、SDGsの実現に向けて多様な価値観や考え方を尊重し、受容する社会がより一層求められるなど、今後も様々な予測できない事案が発生することが想定される新たな時代を迎えています。

このため、第三次総合計画基本構想においては、従前の「計画期間（8年間）の将来像」から、より「長期的な視点」でまちづくりの目標を設定することで、新たな時代に対応すべく、第二次総合計画後期基本計画の政策目標を引き継ぎ、「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」を「まちづくりの基本目標」とします。

加えて、今後8年間において、市民が震災と原発事故からの復旧・復興を実感できることを目指し、市民等が課題解決に取り組むための「今後8年間のまちづくりの基本姿勢」を掲げながら、「まちづくりの基本的な考え方」と「土地利用の基本的な考え方」からなる「新たな基本構想」を定めるものとします。

4 まちづくりの基本的な考え方

（1）まちづくりの基本目標 『未来の南相馬の姿』

100年のまちづくり ～家族や友人とともに暮らすまち～

100年先の南相馬市～「市民が家族や友人に囲まれながら、安心して暮らすまち」～これが未来の南相馬市を想像した姿です。

私たちの子孫がこの地域で幸せに暮らし、我々が引き継いできた伝統が100年後も引き継がれ、更に魅力が増している未来を想像しています。

南相馬市は、長期的な視点をもって、このような未来を想像しながら、みんなで力を合わせ、まちづくりに取り組んでいきます。

（２）今後８年間のまちづくりの基本姿勢

本市は、未来の南相馬市の姿である「100 年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現に向け、今後８年間で、市民が震災と原発事故からの復興を実感できることを目指します。

このため、今後のまちづくりを進めるうえでは、今まで積み重ねてきた努力の成果をかたちとし、次の世代へしっかりと「つなぐ」こと、互いに思いやり「よりそう」こと、何事にも果敢に「いどむ」ことが重要です。

これらの考えの下、市民、事業者・まちづくり団体、行政それぞれが、課題解決に取り組むため、次のとおり３つの「今後８年間のまちづくりの基本姿勢」を掲げます。

つなぐ ・ よりそう ・ いどむ

「つなぐ」

本市誕生から 16 年、震災と原発事故から 12 年目という本市の歩みを大切にし、今まで積み重ねてきた努力の成果をかたちとし、次の世代へしっかりと“つなぐ”ことで、持続可能なまちづくりを目指します。

「よりそう」

本市の復旧・復興の軌跡の中で生じた、個人の様々な人生観・価値観・慣習などを理解、尊重しつつ、互いに思いやり、“よりそう”ことで、夢や希望を実現できる共生のまちづくりを目指します。

「いどむ」

前例に捉われない柔軟な発想を持つとともに、様々な困難を飛躍の機会と捉えるなど、何事にも果敢に“いどむ”ことで、未来に向かい進み続けられるまちづくりを目指します。

(3) 政策

① 政策の柱

「今後8年間のまちづくりの基本姿勢」に基づき、原子力災害からの復興に加え、持続可能なまちづくりを進めるため、SDGsなどの視点を踏まえ、次のとおり7つの「政策の柱」を掲げ、取り組んでいきます。

7つの「政策の柱」

政策の柱1 教育・学び

政策の柱2 こども・子育て

政策の柱3 健康・医療・福祉

政策の柱4 産業・しごとづくり・移住定住

政策の柱5 都市基盤・環境・防災

政策の柱6 地域活動・行財政

政策の柱7 原子力災害復興

② 各政策の柱と長期的な計画や取組との関係

各政策の柱と国の「第2期復興・創生期間」や県の総合計画を意識しながら、特にSDGsについては、基本計画の中で、進捗管理を行います。

③ 計画期間

令和5年度から令和12年度までの8年間とします。

④ 各政策の柱の説明

7つの「政策の柱」の説明については、次のとおりとします。

政策の柱

① 教育・学び

人は学ぶことで磨かれていきます。誰もが安心して、いつでも、どこでも学べる環境の充実が求められています。

教育水準の向上と、先人から受け継いだ南相馬の自然、歴史・伝統を生かした教育により、こどもの未来を切り拓く力を高めます。

また、人生 100 年時代において、より心豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学ぶことができる環境づくりを推進することにより、誰もが学びたいことを学び続けられるまちを目指します。

政策の柱

② こども・子育て

こどもは地域の宝、未来をつくる希望です。すべてのこどもが健やかに成長し、すべての親が安心してこどもを育てることができるよう、地域で子育てを応援することが求められています。

地域が一丸となって、すべてのこどもの権利と暮らしを守り、こどもが笑顔で暮らせるまちを目指します。

また、出会いから結婚支援や子育て支援、若い世代の移住定住など、全市を挙げて少子化対策などに取り組み、安心してこどもを産み育て、こどもの成長に喜びを感じ、充実した子育てができるまちを目指します。

政策の柱

③ 健康・医療・福祉

市民一人ひとりが地域社会で活躍し、お互いに支え合うことで、誰もが住み慣れた地域で、心身ともに元気で健やかな暮らしを続けられることが求められています。

「100 年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」を進めるうえで、あらゆる政策の基本となるのが、こどもから高齢者まであらゆる世代が健康であることです。

また、急速な高齢化が進行する中で、高齢者や障がい者等が安心して暮らし続けられるには、地域の支え合いや医療、福祉の充実が大切です。

このため、市民の健康づくりの推進、医療・福祉体制の整備や連携の強化などにより、誰もが健康で安心して暮らせるまちを目指します。

政策の柱

4 産業・しごとづくり・移住定住

産業としごとづくりは、南相馬の活力の源泉です。まちに元気と賑わいを生み出すためには、より一層の地域産業の振興が求められています。

本市は、新たなチャレンジを応援するまちです。地元企業の発展を支えるとともに、福島イノベーション・コースト構想の6分野²などを通じて、あらゆる世代や国籍などを超えて、就業機会の創出を図ります。

また、山・川・海の豊かな自然や人馬が共生する文化など、本市の魅力ある地域資源を最大限生かした、観光や移住定住施策を推進するなど、訪れたくなる・住みたくなるまちを目指します。

政策の柱

5 都市基盤・環境・防災

すべての人に便利でやさしく、自然と調和しながら、ゆとりとやすらぎをもって、快適に暮らせるまち、また、あらゆる災害に迅速に対応する安全で安心なまちが求められています。

道路網・上下水道の整備や住環境の整備、公共交通の確保、ごみの減量と資源化等を推進し、住みやすいまちを目指します。

また、太陽光発電設備の適切な管理による地域と共生した再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの推進などによる脱炭素社会の実現、交通安全・防犯の推進など、環境に配慮し、快適に暮らせるまちを目指します。

さらに、災害が激甚化・頻発化する中で、想定外を超える災害に対し、しなやかで強靱な地域社会の構築を目指します。

² 福島イノベーション・コースト6分野 同構想では、重点分野として「廃炉」、「ロボット・ドローン」、「エネルギー・環境・リサイクル」、「農林水産業」、「医療関連」、「航空宇宙」の分野におけるプロジェクトの具体化を進めています。

政策の柱

6

地域活動・行財政

将来の予測が困難な時代において、あらゆるリスクに適切に対応すること、誰もがまちづくりの主役になれること、持続可能な行財政運営が求められています。

このため、新たな感染症の脅威など、突発的な事象に対し、機動的に対応します。

また、まちづくりの担い手として、あらゆる場面で市民一人ひとりが成長・活躍できるよう支援します。

さらに、より効率的かつ効果的な行財政運営を推進することで、健全な行財政運営を図り、将来へ向けて持続可能なまちを目指します。

政策の柱

7

原子力災害復興

震災と原発事故から 12 年目を迎えた中で、原子力災害からの復興・再生を一日でも早く成し遂げることが求められています。

国の「第二期復興・創生期間（原子力被災地域）」（令和 12 年度）に合わせ、本市の更なる復興・再生に向けて、国・県等とも十分に連携を図りながら、福島イノベーション・コースト構想を推進します。

また、震災と原発事故により拍車がかかったこどもや若者を中心とした人口減少に加え、出生数の減少傾向を踏まえ、今後、更なる少子化対策や子育て支援、移住定住の促進、不足する医療・福祉分野等の人材確保に取り組みます。

さらに、水産業をはじめ農林業や観光業・商工業・サービス業に携わる事業者等が安心して事業継続できるよう風評払拭に向けた取組を推進するとともに、廃炉作業を安全かつ着実に進めるよう、引き続き、国や東京電力ホールディングス(株)に求めていくなど、原子力災害からの復興・再生を目指します。

5 土地利用の基本的な考え方

(1) 土地利用の基本理念

南相馬市の土地の区域は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた様々な活動を行うための共通の基盤です。また、市民共有のかけがえのない財産として、将来的にも公共の福祉を優先しつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、計画的に利用していくことが必要です。

一方で、土地利用の推進に当たっては、震災及び原発事故による震災以前と同様の土地利用ができない土地が生じていることから、適正かつ合理的な土地利用に配慮しつつ、長期的な展望に基づく総合的かつ計画的な視点に立って、市民の理解と協力のもと、健康で文化的な生活環境の確保と、地域の均衡ある発展を図ることを基本理念とします。

(2) 土地利用の基本方針

① 第三次総合計画の実現に向けた土地利用の推進

本市の最上位計画である第三次総合計画のまちづくりの基本目標である「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現に向けて、SDGsの視点も取り入れながら、土地の利用に関する計画の充実を図り、地域固有の条件に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進します。

② 土地需要の量的調整

震災と原発事故による人口減少・少子高齢化の進行により、低・未利用地等の増加が懸念されるため、都市的土地利用³については、コンパクトなまちづくりの考えのもと、土地の有効利用・高度利用を一層推進し、計画的に良好な市街地等の形成と再生を図ります。

また、農用地や森林などの自然的土地利用⁴については、農林業の生産活動の場としての役割や、農用地や森林が有する水源かん養機能など自然環境保全機能などの多面的な機能に配慮して、適切な保全を基本とし、都市的土地利用への転換に当たっては、適正な判断のもとで計画的に行います。

³ 都市的土地利用 住宅地、工業地、事務所、店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用をいう。

⁴ 自然的土地利用 農林業的な土地利用に自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたもので、都市的土地利用以外の土地利用を総称したものをいう。

③ 土地利用の質的向上

ア 災害に強い土地利用

災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を基本としつつ、「事前防災」や「減災」等の観点も踏まえ、安全で安心なまちづくりを推進するため、国土強靱化の取組を推進します。

津波被災地域では、防潮堤や道路の嵩上げ、海岸防災林の一部高盛土整備などの多重防御による防災機能の向上を図る取組を推進します。

令和元年東日本台風等の経験を踏まえ、主要河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するため、河川改修や堤防強化、土砂浚渫などの取組を推進します。

また、災害に強い道路ネットワークを構築するなど、災害に強い土地利用を推進します。

イ 循環と共生を重視した土地利用

人間の社会経済活動と自然とが調和した資源再利用などによる物質循環、流域における水循環と土地利用の調和、森林の整備・保全、緑地・水面などの活用による環境負荷を低減します。また、再生可能エネルギーの導入に際しては、周辺の土地利用や防災、自然環境や生態系、景観等に配慮しつつ地域との共生を図るなど、循環と共生⁵を重視した土地利用を推進します。

ウ 美しくゆとりある土地利用

安全で快適な居住環境などゆとりある都市環境の形成、農山村地域における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存と活用、地域の個性ある景観の保全・形成を推進します。また、市民等が自然とふれあい、親しみを持ち、憩うことのできるレクリエーションの場の確保など、美しくゆとりある土地利用を推進します。

⁵ 循環と共生 循環とは生物多様性や人間の社会経済活動など様々な体系において健全な物質循環が確保されていることをいう。共生とは、健全な生物多様性が維持され、自然と人間との共生が確保されていることをいう。

6 計画の全体像

(1) まちづくりの基本的な考え方

①まちづくりの基本目標 『未来の南相馬の姿』

100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～

②今後8年間のまちづくりの基本姿勢

つなぐ ・ よりそう ・ いどむ

③政 策

7つの「政策の柱」

政策の柱1 教育・学び

政策の柱2 こども・子育て

政策の柱3 健康・医療・福祉

政策の柱4 産業・しごとづくり・移住定住

政策の柱5 都市基盤・環境・防災

政策の柱6 地域活動・行財政

政策の柱7 原子力災害復興

(2) 土地利用の基本的な考え方

①土地利用の基本理念

②土地利用の基本方針

付属資料

目 次

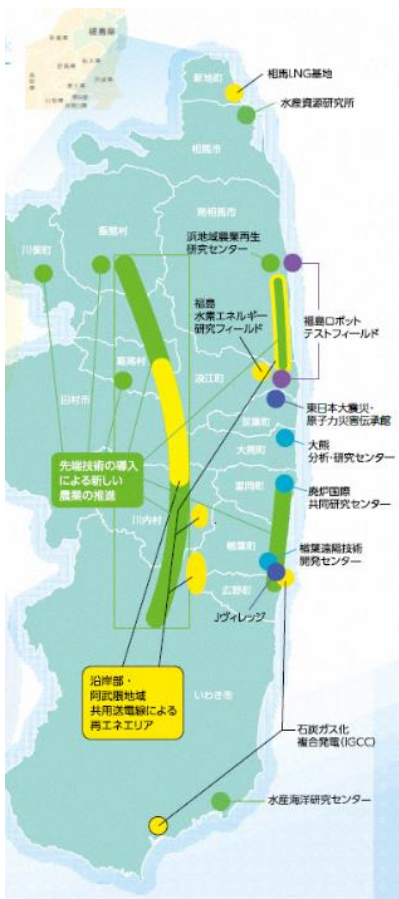
付属資料.....	1
第1章 計画策定の背景	1
1 本市の概況と特性.....	1
2 本市の現状	3
3 第二次総合計画後期基本計画における基本施策別の現状と課題.....	15
4 SDGsと計画の関係.....	19

第1章 計画策定の背景

1 本市の概況と特性

位置・地勢・気候

- 福島県浜通り地方の北部に位置し、東部には太平洋が広がり、西部には阿武隈高地が連なり、山・海・川の豊かな自然に囲まれた地勢
- 東京からの距離は292 km、いわき市と宮城県仙台市のほぼ中間地点
- 主要交通路：南北方向に首都圏・いわき方面・仙台方面と連絡する常磐自動車道、国道6号、相馬浪江線、浪江鹿島線、JR常磐線
東西方向に県都福島市と連絡する東北中央自動車道（相馬市）、原町川俣線等
- 真野川、新田川、太田川、小高川などが東流し、太平洋に注いでいる。
- 夏季は比較的涼しく、冬季は降雪が少ない穏やかな気候



産業

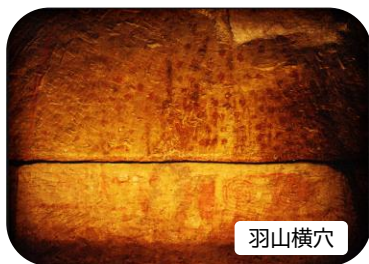
- 相馬地方の人口・産業・都市機能等の集積地として、相馬市とともに圏域の発展を牽引する中心的な役割
- 「福島ロボットテストフィールド（RTF）」：陸・海・空のロボットの実証フィールドの一大開発拠点。インフラや災害現場など実際の使用環境を再現し、ロボットの性能評価や操縦訓練等ができる世界に類を見ない施設

福島ロボットテストフィールド



歴史・文化

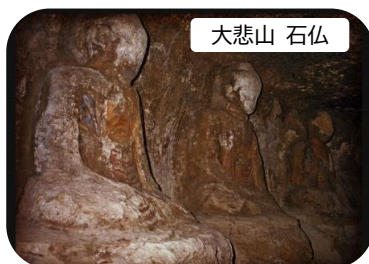
- 国指定史跡「大悲山石仏（薬師堂石仏、阿弥陀堂石仏、観音堂石仏）」「桜井古墳」「羽山横穴」「真野古墳群」「浦尻貝塚」「泉官衙遺跡」「横大道製鉄遺跡」
- 主な文化遺産保存活用施設「南相馬市博物館」「桜井古墳公園」「大悲山石仏（薬師堂石仏、阿弥陀堂石仏、観音堂石仏）保存施設」「羽山横穴保存施設」「旧武山家住宅」
- 「南相馬市立中央図書館」「埴谷・島尾記念文学資料館」「生涯学習センター」



羽山横穴



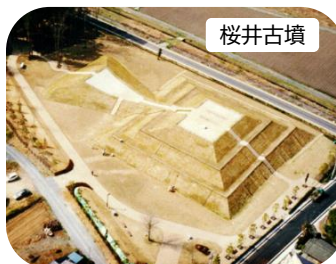
旧武山家住宅



大悲山 石仏



大悲山 大杉



桜井古墳



相馬小高神社

観光

- 市街地観光拠点「野馬追通り銘醸館」 ●地域物産の販売等施設「道の駅南相馬」
- 常磐自動車道南相馬市サービスエリア活用拠点施設「セデッテかしま」（土産処・食事処・コミュニティひろば・ボールトランポリン・ドッグラン・スマート IC）
- 高台から海を望める「北泉海浜総合公園」、数々のサーフィン大会を開催「北泉海岸」、サーフィンの名所「烏崎海岸」
- 「相馬野馬追」甲冑に身を固めた総勢約 400 騎の騎馬武者が腰に太刀、背に旗指物をつけて疾走する豪華絢爛で勇壮な時代絵巻を繰り広げる（毎年 7 月最終の土日月曜日に開催）
- 日帰り温泉施設「新田川温泉はらまちユッサ」



相馬野馬追



野馬追通り銘醸館



新田川温泉
はらまちユッサ



道の駅南相馬



セデッテかしま



北泉海浜総合公園

2 本市の現状

(1) 人口の動向

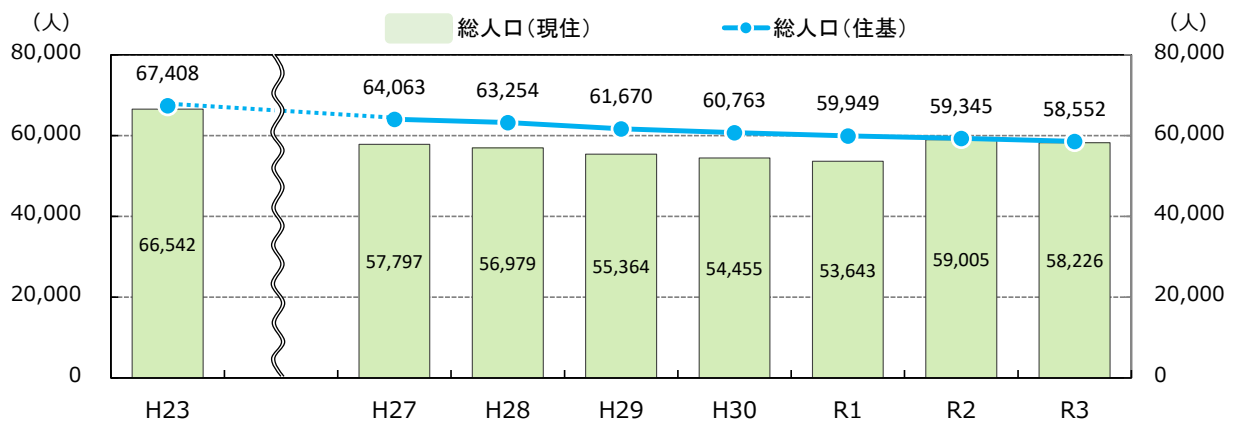
①総人口

総人口(現住)は、令和3年では58,226人 平成23年より8,316人減少
総人口(住基)についても減少傾向で推移

総人口(現住)は、市外への避難者や双葉郡からの市内避難者、復興工事関係者など、住民基本台帳登録の有無に限らず、現住者を対象としたものであるため、総人口(住基)との差が生じている

※総人口(現住):住民基本台帳登録の有無を問わない現住人口(国勢調査を基に毎月の届出による転入・転出・出生・死亡を加減)

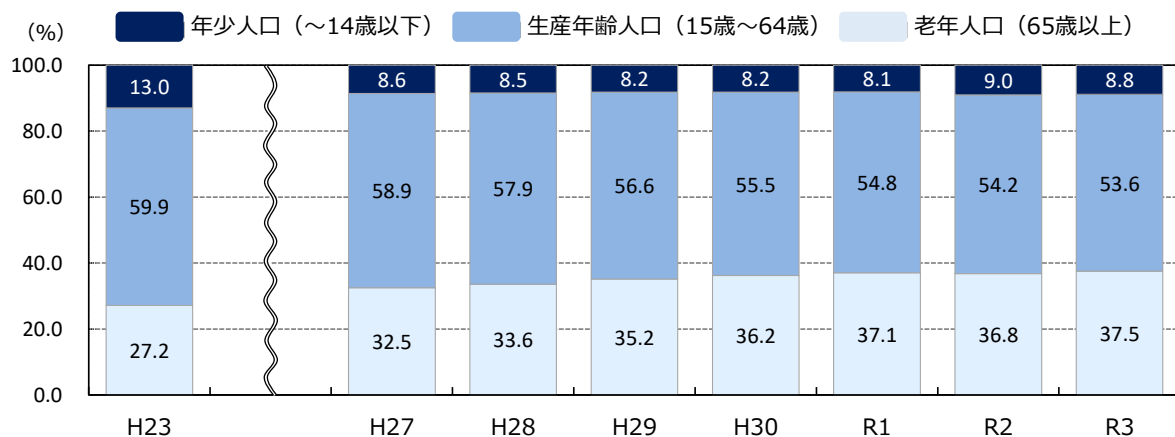
※総人口(住基):住民基本台帳登録者



出典：総人口(現住)：平成27年、令和2年は国勢調査、他は福島県現住人口調査年報／各年10月1日現在
総人口(住基)：住民基本台帳(南相馬市総務部)／各年9月30日現在

②年齢別人口構成比

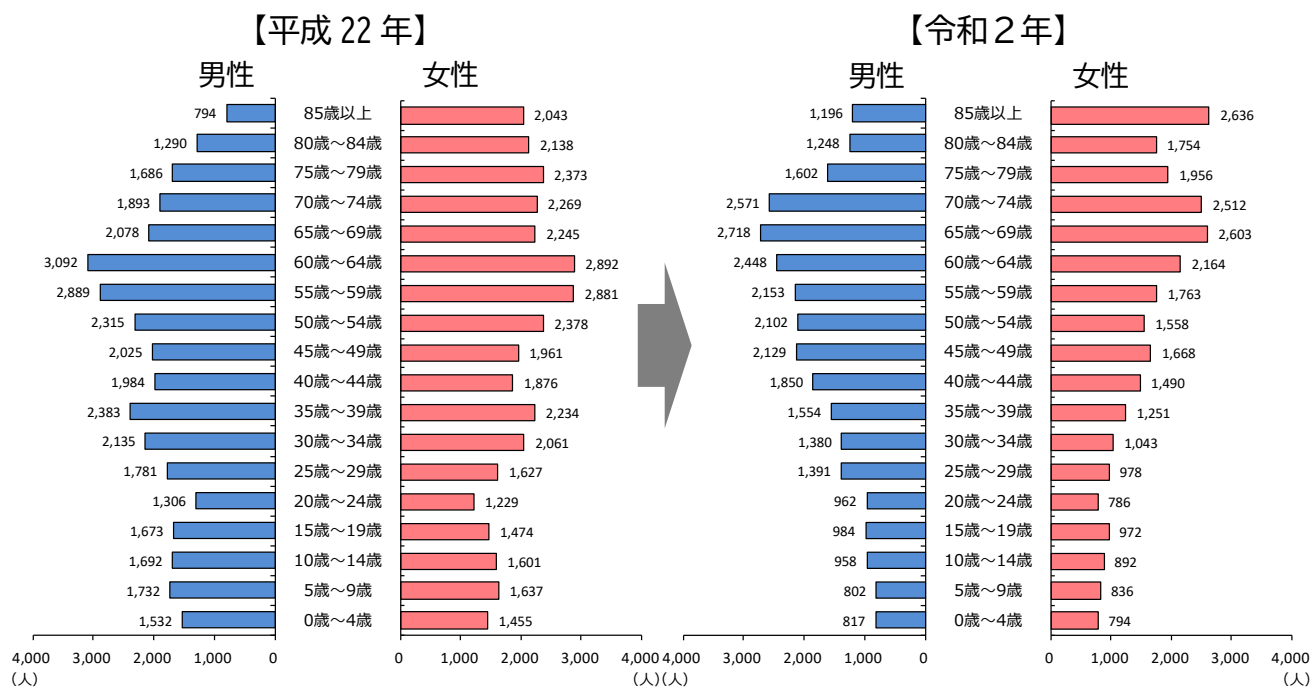
年少人口、生産年齢人口割合は下降傾向。一方で、老年人口割合は上昇、令和3年は37.5%と、平成23年より10.3ポイント増加



出典：平成27年、令和2年は国勢調査、他は福島県現住人口調査年報／各年10月1日現在

③人口構造

平成 22 年では 55～64 歳が多かったが、令和2年は 60～74 歳、女性 85 歳以上が多く、こどもが減り高齢者が増えたことでさらに底の低いつぼ型へ変化
女性が男性よりも多い構造が、令和 2 年には女性の方が少ない構造に変化し、
20 代～40 代人口が少ない。特に女性の 20～30、50 代で大きく減少

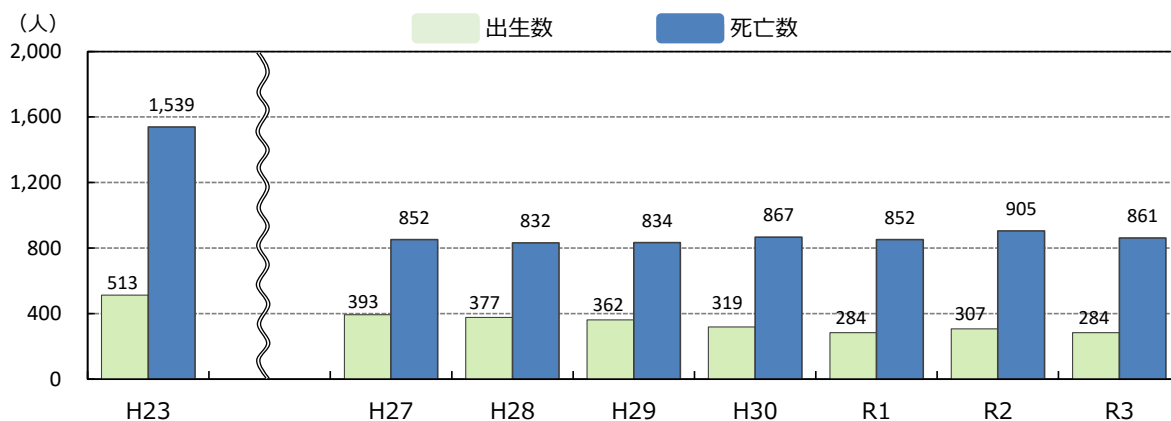


※年齢不詳があるため、5 歳階級の数値合計は前頁の市内全体の人口とは合致しない。
※男性、女性の合計値は年齢不詳を含む。
出典：国勢調査／各年 10 月 1 日現在

(2) 自然増減・社会増減

①出生数・死亡数

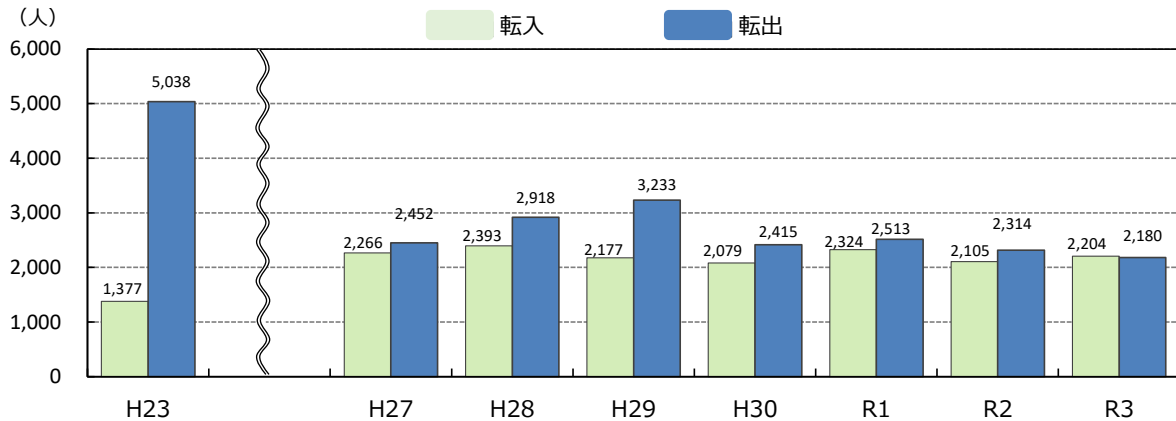
出生数は減少傾向
令和 3 年には平成 27 年より約 100 人減少し、300 人を下回る
死亡数は令和 2 年にやや増加したが、850 人前後とほぼ横ばい



出典：福島県企画調整部統計課「福島県現住人口調査年報」／各年 12 月 31 日現在

②転入数・転出数

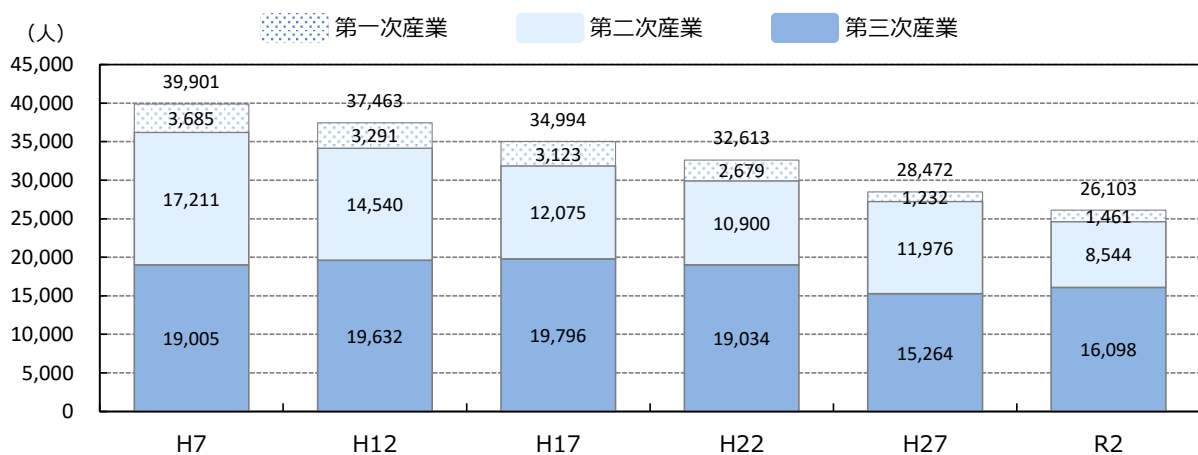
転入数は、平成 27 年以降、約 2,100～2,300 人で増減を繰り返している
 転出数が転入数を上回る「社会減」の状況が継続
 特に震災後の平成 23～25 年、帰還困難区域を除く避難指示区域解除後の平成 28～29 年は転出数が大幅に増加したことで、差が顕著



出典：福島県企画調整部統計課「福島県現住人口調査年報」／各年 12 月 31 日現在

(3) 産業別就業者数

産業別就業者数は、第三次産業が最も多く、平成 27 年に大きく減少したが、令和 2 年に再び増加
 第一次産業は最も少なく、令和 2 年は平成 27 年と比べるとやや増加したが、平成 22 年の約半数



※分類不能を除く。平成 17 年以前は小高町・鹿島町・原町市を合算
 出典：総務省統計局「国勢調査」／各年 10 月 1 日現在

(4) 意識調査結果からみる市民意識

これまでの施策に対する評価の検証、意向を今後の市政運営等に反映するため、市民、中高生、職員を対象にまちづくりに関する意識調査を実施しました。

調査の概要

【市民意識調査】

調査期間:令和4年4月26日(火)～6月7日(火)

調査対象:本市に住民登録をしている
18歳以上の市民3,000人

有効回収数:1,263人(有効回収率42.1%)

【中高生意識調査】

調査期間:令和4年5月9日(月)～5月23日(月)

調査対象:市内の中学校に通学する生徒1,116人
市内の高校に通学する生徒1,092人

有効回収数:2,012名(有効回収率91.1%)

【職員意識調査】

調査期間:令和4年5月30日(月)～6月6日(月)

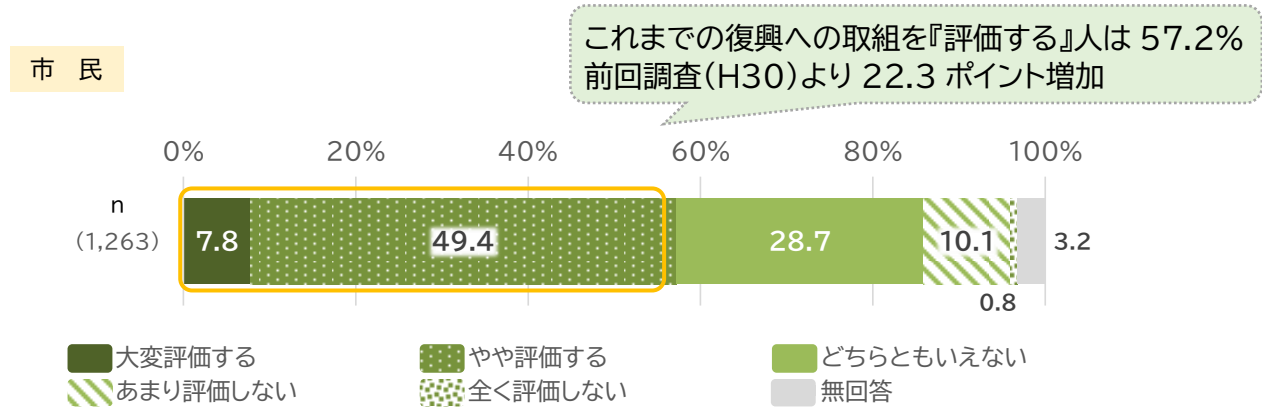
調査対象:市職員681人

※特定任期付職員、任期付職員、再任用職員、中長期派遣職員及び人事交流職員を含む

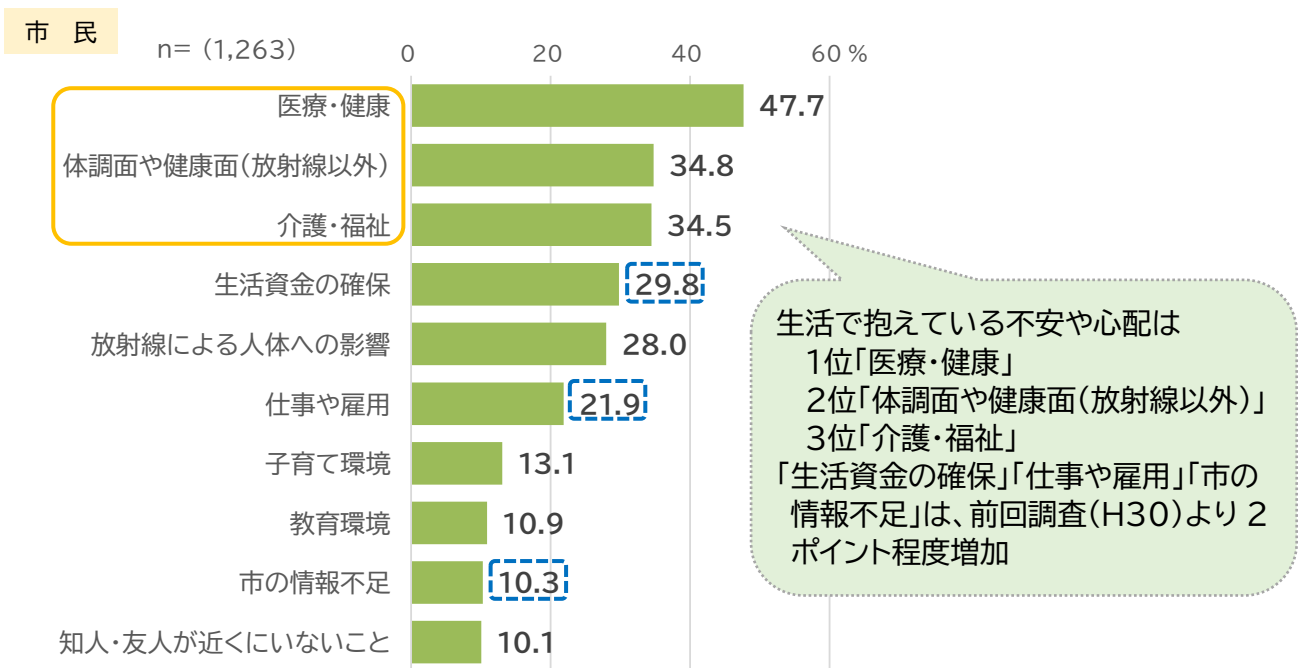
※医療職、会計年度任用職員、派遣中の職員、休職中の職員及びグループウェアアカウントを有していない職員を除く

有効回収数:626人(有効回収率91.9%)

①復興への取組に対する総合的評価：市民



②現在の生活の不安や心配：市民

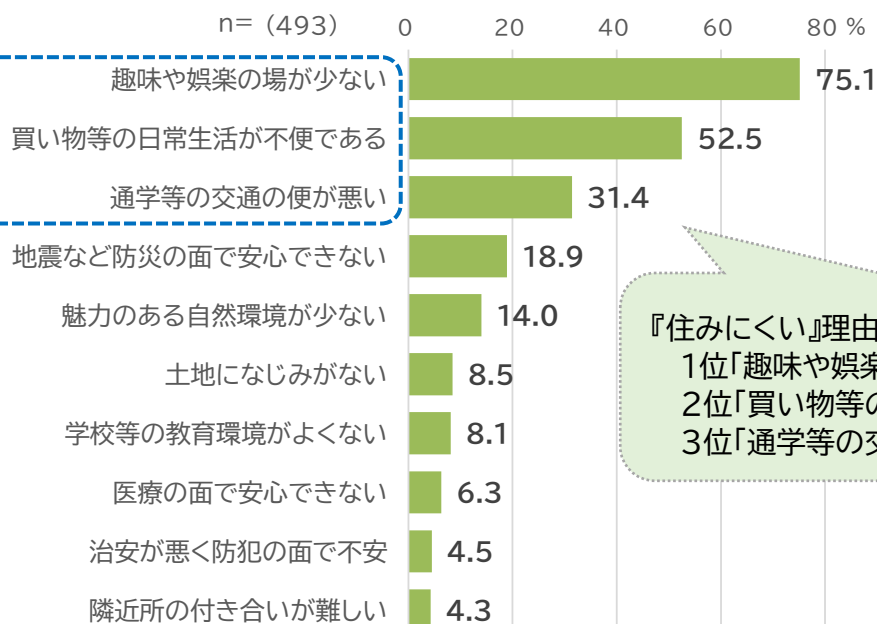
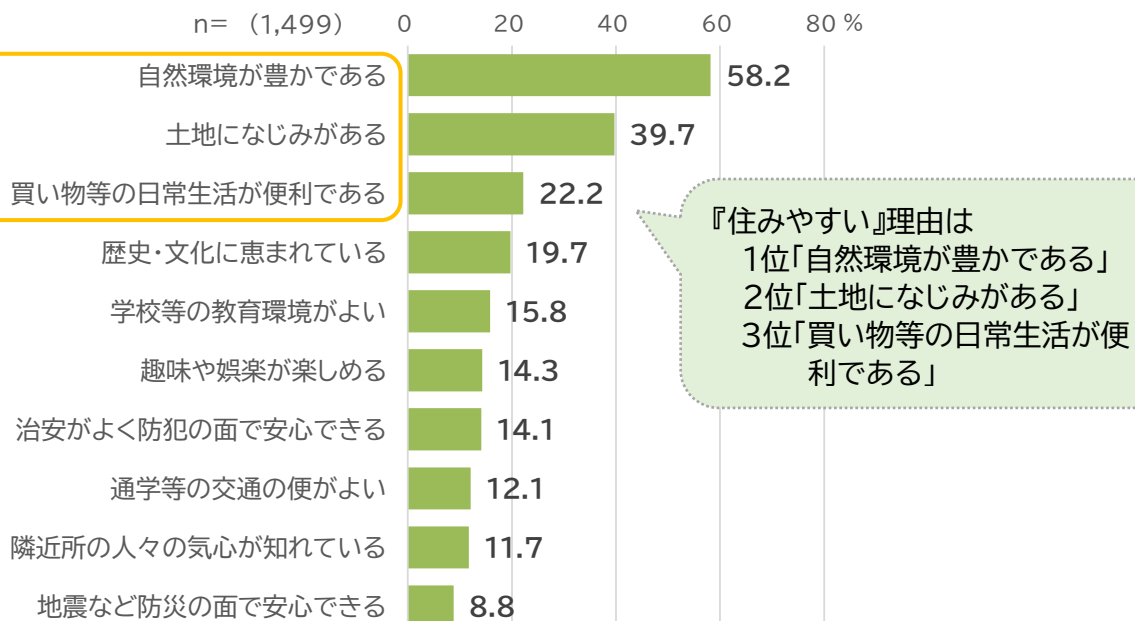
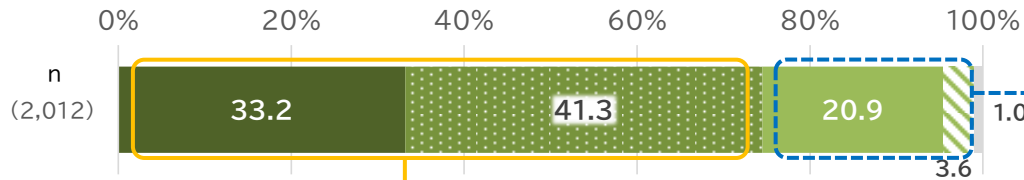


③南相馬市の住みやすさとそう思う理由：中高生

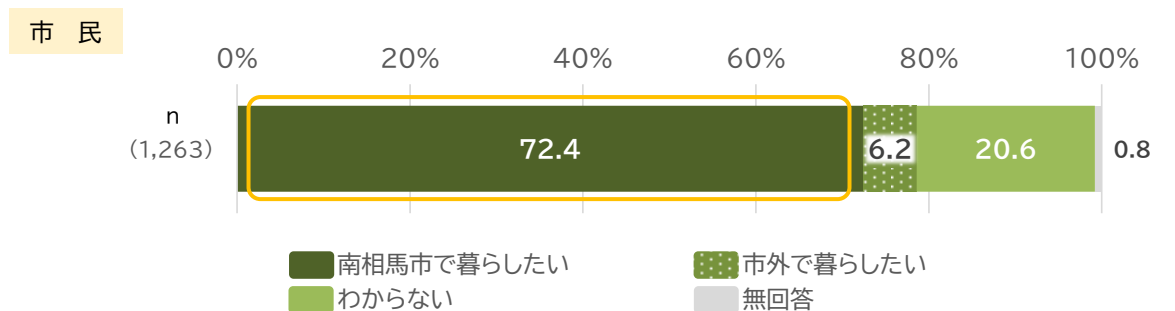
中高生

南相馬市が
『住みやすい』人は 74.5%、『住みにくい』人は 24.5%

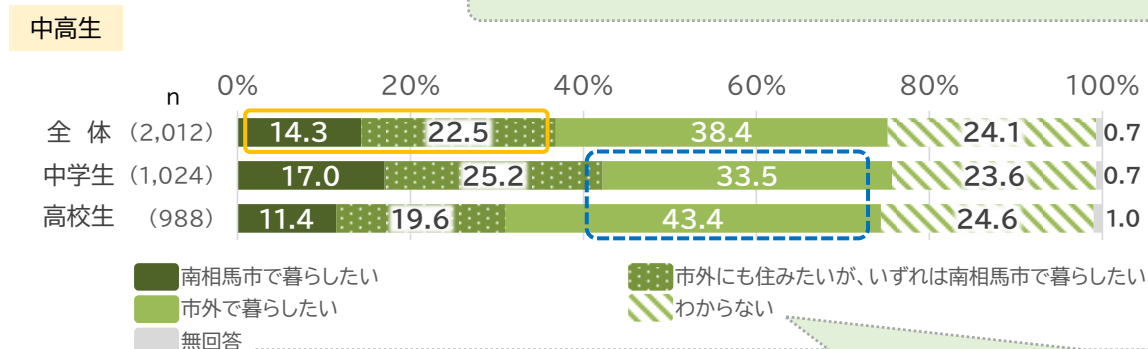
■ 住みやすい(生活しやすい) ■ どちらかといえば住みやすい(生活しやすい)
 ■ どちらかといえば住みにくい(生活しにくい) ■ 住みにくい(生活しにくい)
 ■ 無回答



④今後の定住意向：市民・中高生

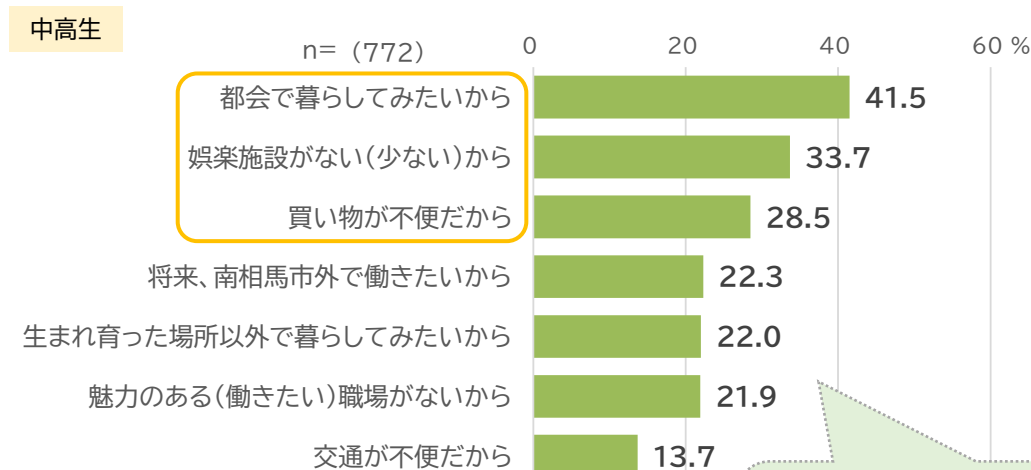


南相馬市で今後も「暮らしたい」人は 市民は 72.4%



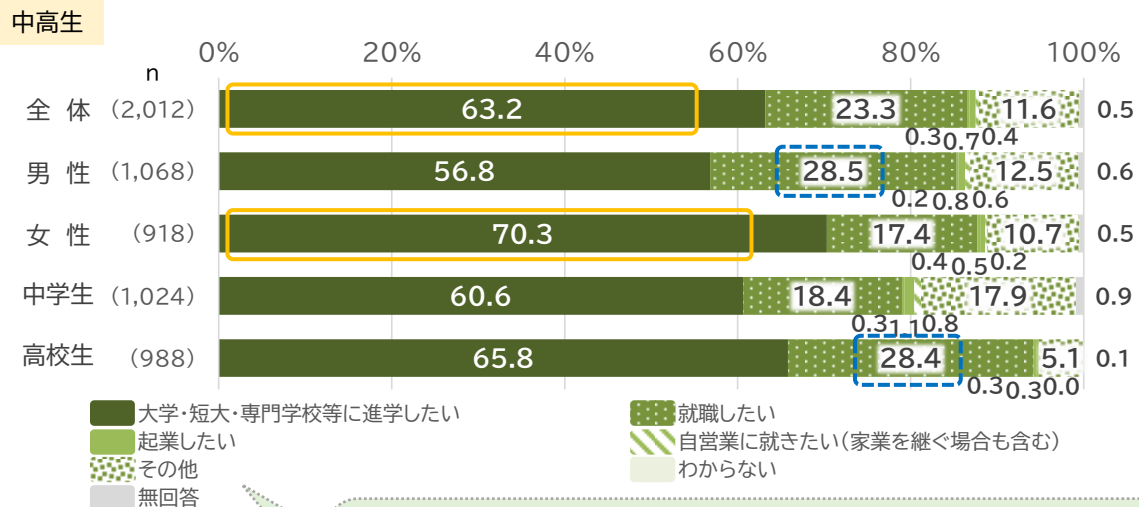
中高生では
「いずれは暮らしたい」と合わせた『暮らしたい』人は全体で 36.8%
「市外で暮らしたい」人の方が多く、中学生は 33.5%、高校生は 43.4%

⑤市外で暮らしたい理由：中高生



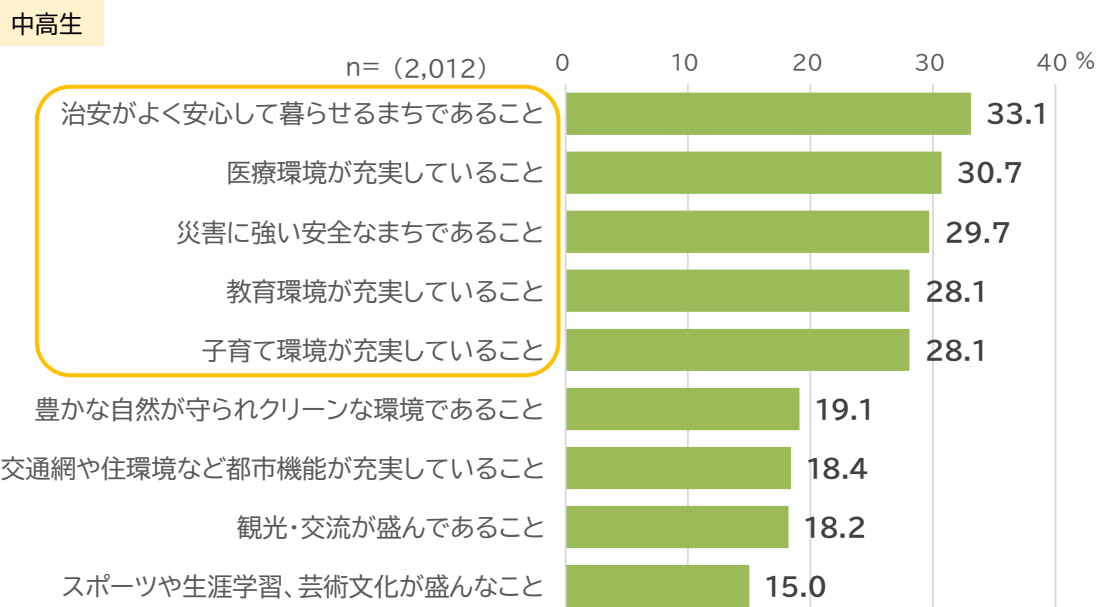
市外で暮らしたい理由は
1位「都会で暮らしてみたいから」
2位「娯楽施設がない(少ない)から」
3位「買い物が不便だから」

⑥高校卒業後の進路希望：中高生



高校卒業後の進路希望は
 「大学・短大・専門学校等に進学したい」人が多く、全体で 63.2%
 女性は 70.3%と男性(56.8%)より多い
 男性と高校生は「就職したい」人が約 3 割

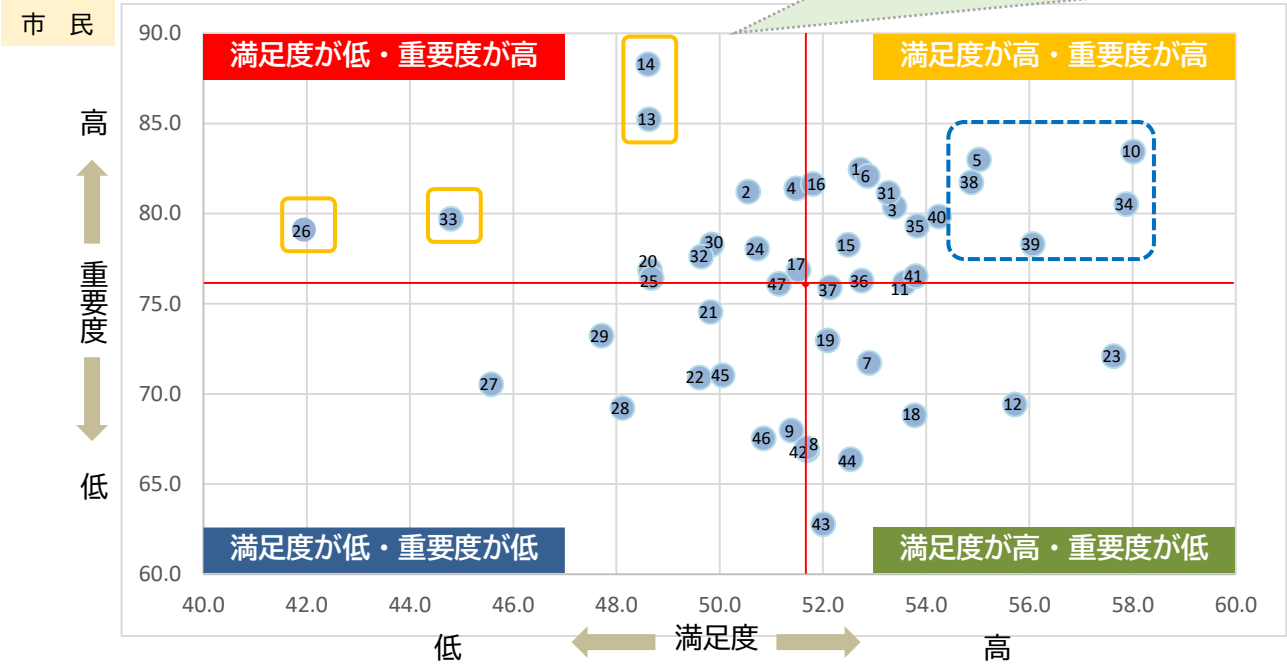
⑦将来、南相馬市に住み続ける場合に重要だと思うこと：中高生



南相馬市で住み続ける場合に重要だと思うことは
 1位「治安がよく安心して暮らせるまちであること」
 2位「医療環境が充実していること」
 3位「災害に強い安全なまちであること」
 4位「教育環境が充実していること」
 「子育て環境が充実していること」

⑧施策の満足度・重要度：市民

満足度が低く、重要度が高い『優先的な対応が必要』な施策は
「⑭救急医療体制の維持」「⑬地域医療の連携強化」「⑯街なかの活性化」「③公共交通の確保」
満足度も重要度も高い『重点的な対応の継続が必要』な施策は
「⑤保育・幼児教育の充実」「⑩疾病の予防」「③④ごみの減量と資源化の推進」
「③⑧防災体制の強化」「③⑨消防力の強化」

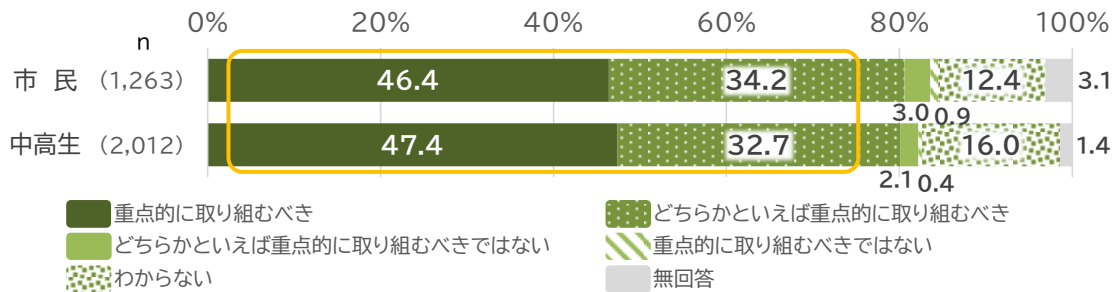


施 策			
学校教育	① 豊かな心と体の育成	商工業	②③ ロボット関連産業等の新産業創出・育成
	② 教育水準の向上		②④ 地元企業の振興
	③ 学校環境の整備		②⑤ 多様な人材の育成と誘導
子育て	④ 結婚・妊娠・出産への支援	観光交流	②⑥ 街なかの活性化
	⑤ 保育・幼児教育の充実		②⑦ 通年観光の推進
	⑥ 子育て環境の充実		②⑧ 交流人口・関係人口の拡大
生涯学習・スポーツ	⑦ 生涯学習の充実	都市基盤	②⑨ 移住の推進
	⑧ 芸術文化の充実		③⑩ 道路網の整備
	⑨ スポーツの振興		③⑪ 上下水道の整備
健康	⑩ 疾病の予防	生活環境	③⑫ 住環境の整備
	⑪ 心身の健康づくり		③⑬ 公共交通の確保
	⑫ 放射線対策の継続		③⑭ ごみの減量と資源化の推進
地域医療	⑬ 地域医療の連携強化	地域防災	③⑮ 環境の保全
	⑭ 救急医療体制の維持		③⑯ 再生可能エネルギーの活用と環境負荷の軽減
	⑮ 地域福祉の向上		③⑰ 環境の回復
福祉・介護	⑯ 介護予防と高齢者福祉の向上	交通安全・防犯	④⑧ 防災体制の強化
	⑰ 障がい児・者福祉の向上		④⑨ 消防力の強化
	⑱ 被災者への支援		④⑩ 交通安全の推進
農林水産業	⑲ 農業生産基盤と農村環境の整備	コミュニティ	④⑪ 防犯の推進・市民相談体制の確保
	⑳ 担い手の育成・確保		④⑫ 地域コミュニティの活性化
	㉑ 販路拡大と6次産業化・地産地消の推進		④⑬ NPO・市民活動団体等との協働
	㉒ 林業・水産業の再生		④⑭ 市民参加の推進
		行財政	④⑮ 効果的な行政運営
			④⑯ 公有財産の最適化と活用
			④⑰ 健全な財政運営

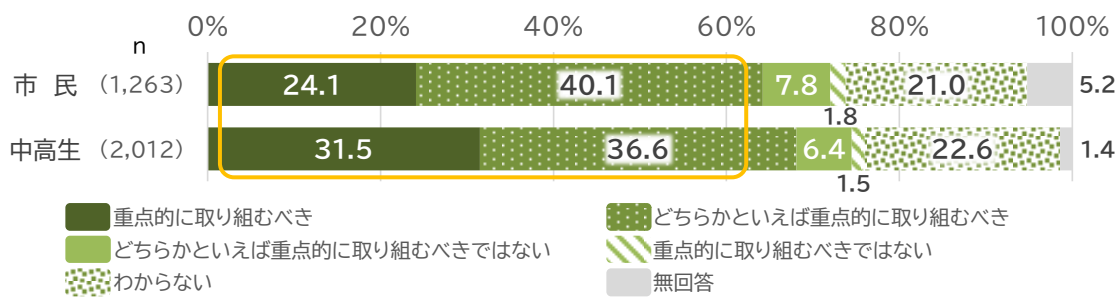
⑨重点プロジェクトに対する意識：市民・中高生

市 民・中高生

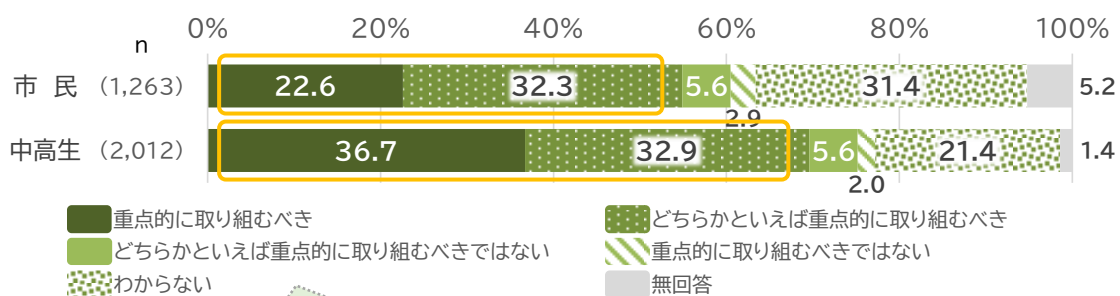
【子育て関連施策を中心とした取組】



【移住定住促進の取組】



【福島ロボットテストフィールドを中心とした取組】



3つの重点プロジェクトへの取組は

3プロジェクトすべて、市民・中高生とも過半数以上が《重点的に取り組むべき》
 中高生は特にロボットテストフィールドが69.6%と多い

市 民：子育て関連施策 80.6%

移住定住促進 64.2%

ロボットテストフィールド 54.9%

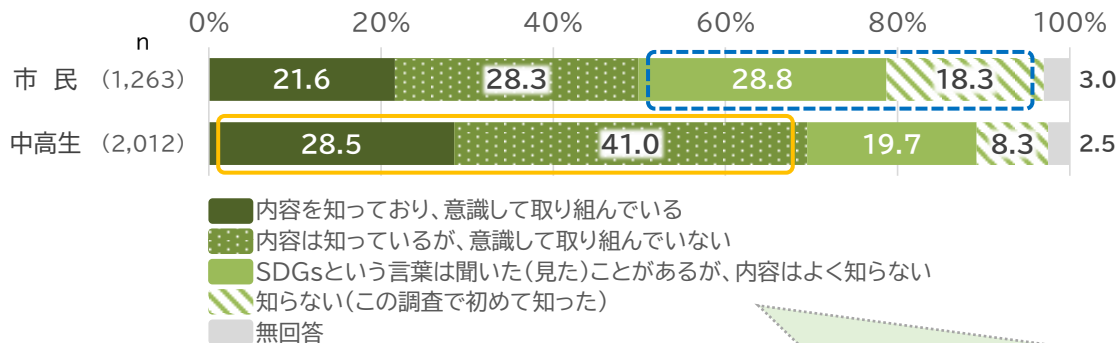
中高生：子育て関連施策 80.1%

移住定住促進 68.1%、

ロボットテストフィールド69.6%

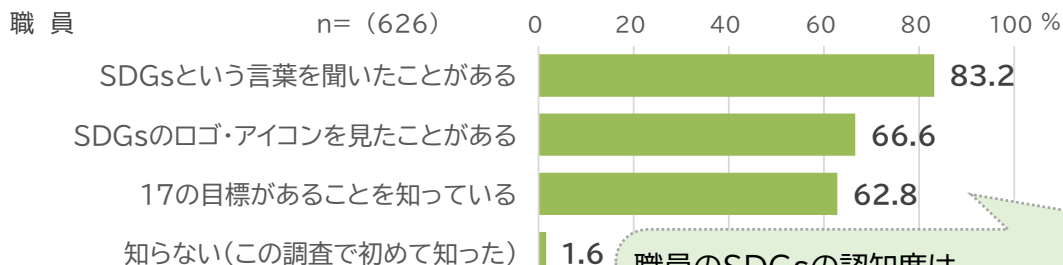
⑩SDGs（持続可能な開発目標）の認知度：市民・中高生・職員

市 民・中高生・職 員



SDGsの認知度は

市民は《内容を知っている》人が49.9%、《内容を知らない》人が47.1%と半々
中高生は《内容を知っている》人が69.5%と多く、《内容を知らない》人は28.0%

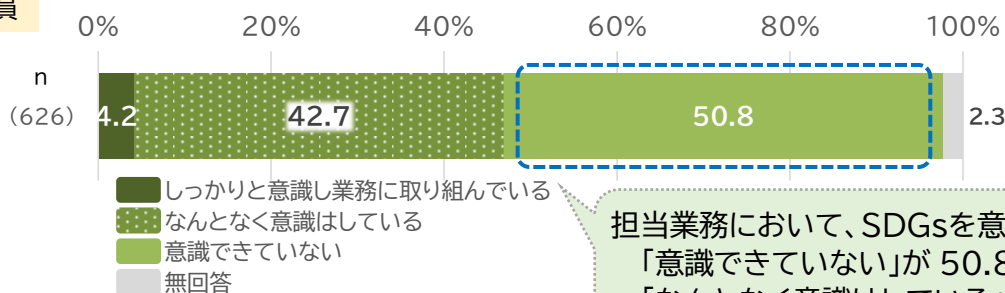


職員のSDGsの認知度は

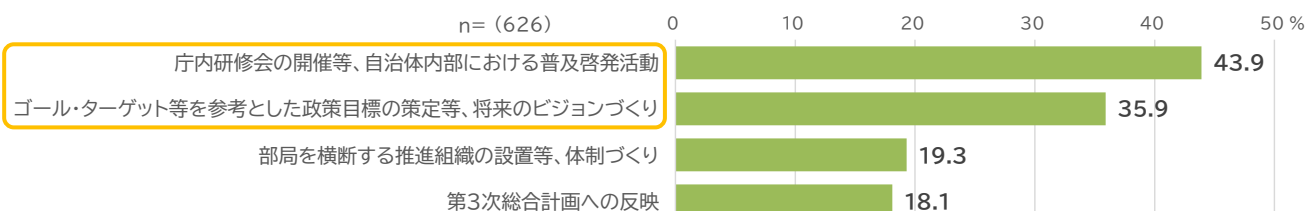
1位「SDGsという言葉聞いたことがある」
2位「SDGsのロゴ・アイコンを見たことがある」
3位「17の目標があることを知っている」

⑪業務上でのSDGs（持続可能な開発目標）への意識：職員

職 員



担当業務において、SDGsを意識しているかは
「意識できていない」が50.8%
「なんとなく意識はしている」が42.7%



各施策の課題とSDGsを結びつけて事務事業を推進するために有効だと思うことは
1位「庁内研修会の開催等、自治体内部における普及啓発活動」
2位「ゴール・ターゲット等を参考とした政策目標の策定等、将来のビジョンづくり」

(5) 意識調査及び市民・高校生ワークショップからのキーワードや将来像

市民意識調査及び中高生意識調査等において、将来の南相馬に関する「キーワード」を尋ねました。回答されたキーワード内に含まれる単語のうち、記入数が多かった単語（上位5位）は以下の通りです。

■市民意識調査

	単語	キーワードの回答例
1位	子育て	子育てしやすい、子育て世代に選ばれる、子育てできる、子育て世代が住みやすい
2位	世代	若い世代、子育て世代、すべての世代
3位	安心	安心して暮らせる、安心安全、安心して子育てできる
4位	高齢	高齢者に住み良い、高齢者が安心して暮らせる、高齢者に優しい
5位	子ども	こどもが育てやすい、こどもが安心して暮らせる、こどもが楽しめる

■中高生意識調査

	単語	キーワードの回答例
1位	自然	自然豊かな、自然あふれる、自然いっぱい
2位	豊かな	豊かな自然、豊かな緑、豊かなまち
3位	安心	安心して暮らせる、安心安全、安心できる、安心なまち
4位	笑顔	笑顔あふれる、笑顔いっぱい、笑顔になれる、みんなが笑顔、笑顔のまち
5位	安全	安心安全、安全に暮らせる、安全で住みやすい、安全なまち

また、市民・高校生ワークショップでは、南相馬市の持つ魅力や将来像をテーマに話し合いが行われ、以下のような意見が挙げられました。

市が持っている力 (市民WS)	・新しいものを受け入れる力。挑戦できる環境 ・人をいやす力。地元の人を信じること。 ・くらしの力。豊かな自然にかこまれ普通のくらしを実感できている。 ・自然と食の力。食の満足 ・住みやすい気候、人柄、独自性など安定した力。ちょうどいいが実現できる力「ほっ」とする時間 ・文化財を大切にし、地域・人々のつながりがある優しいまち。世界とつながれる ・地域力。人と人をつなぐ力。永住したくなるような朗らかな人とのつながり。 ・どのような状況の人でも楽しめる何かが見つけられる。お金をかけずに楽しめることがある。
市がこれから伸ばす力 (市民WS)	・挑戦をさせる何気ない普通の暮らし。 ・海、山、子育て、エンタメ、お店、復興、野馬追、ひとつになると前に進む ・安全で地域の力を高める。 ・つながり。バランスのとれた生活環境をつくりあげるよう市民がつながる。 ・人との信頼を高める団結する力 ・発信力の強化による移住定住者を増やし、「何でもできる」、挑戦できるまちへ ・行政と地元が助けあう力 ・全ての人が暮らしやすいまちにするために良さを表現する行動力 ・いろいろなモノ、コトを知りつなげる力 ・都会に劣らない就労環境の充実!!職場環境の変化(柔軟性)
大切にすべきこと (高校生WS)	・自然豊かなことを良さとしまちの人が共通認識すること。 ・野馬追、伝統をつなげる、継承、知らない人へ伝えること。 ・コミュニケーション・交流、協調性、人との関わり方、近所付き合い ・笑顔、笑い続けられる環境、思いやり、寄りそう、人のよさ、親しみやすさ。 ・住民と関われるイベント、たくさんの人が集まりたいと思う南相馬であること。 ・食の豊かさ、おいしい食べ物、農業、働きやすさ。 ・事件・事故の少なさ、まちをキレイにする、施設、公共の場、コンビニなどの身近な場所

これを踏まえ、
以下のキーワードが出されました

●南相馬らしい豊かさ

「世界一支えあうまち」、「繋がりが繋がるまち 南相馬 ～伝統とチャレンジ～」、「のんびり暮らそう、つながりあう南相馬」、「自然と伝統とロボットと交流が共存するまち」、「自然と文化と笑顔がある幸せいっぱいのもち！南相馬!!」、「たのしいね！やさしいね！おいしいね！ 緑耀く南相馬 住んだら都」、「人があたたかいまち」

●南相馬らしい豊かさを実現するために、みんなで大切にしたいこと

「離れていても隣組」、「認める 広げる 伝え合う 南相馬」、「(みんなすべての人に)居場所と役割」、「踏み出す勇気と受け入れる心」、「助け合い・協力 人との輪」、「今あるものをみがき、まなびあう人垣づくり」、「集まる・集める」

3 第二次総合計画後期基本計画における基本施策別の現状と課題

①教育・子育て（学校教育、子育て、生涯学習・スポーツ）

（学校教育）

- ・新型コロナの感染拡大の影響により、教員の指導力向上のための対面での教員研修の減少や全国学力調査の結果が小学校で一時的に低下、市民意識調査での「教育水準の向上」に対する満足度もやや低く、より一層の教育環境の充実と教育水準向上への取組が必要。
- ・小中学校の不登校率がやや上昇傾向であり、家庭や学校以外の第三の居場所づくりなどが必要。

（子育て）

- ・市民・中高生意識調査では、80%以上が重点プロジェクトの「子育て関連施策」を重点的に取り組むべきと回答。市では少子化緊急対策である庁内横断的な「みらいづくり1.8プロジェクト」の推進強化を図っているところで、引き続きこれまでの手厚い子育て支援策の実施が必要。
- ・国では令和5年4月に「こども家庭庁」を設置し、総合的なこどもの育ちのサポートや、障がい児、虐待、ヤングケアラー、貧困、ひとり親家庭等の特に支援が必要なこどものサポートなど、こどもや家庭への包括的支援に取り組んでいる。市においても母子家庭世帯は増加傾向であり、ひとり親世帯をはじめとした、ケアが必要な世帯への支援や、不足していると思われる環境整備を今後も継続的に行うことが必要で、同時に子育て支援施策の効果的な情報発信が必要。

（生涯学習・スポーツ）

- ・生涯学習施設やスポーツ施設の利用者数、文化会館来館者数はコロナ禍において大きく減少し、社会動向に応じた生涯学習・スポーツの振興や、芸術文化に触れることのできる環境づくりと体験機会の提供が必要。
- ・新型コロナの感染拡大の影響による芸術イベントの開催中止や、芸術文化協会への加入団体や会員が年々減少及び会員の高齢化が進んでおり、特に若い世代の芸術文化協会への加入促進と、芸術文化団体やサークル団体等の育成・支援が必要。

②健康・医療・福祉（健康、地域医療、福祉・介護）

（健康）

- ・新たな感染拡大などの影響で生活習慣が大きく変化し、メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合が高い状況となっており、メタボリックシンドロームや疾病の予防をはじめ、「健康寿命」の延伸のための継続的な支援が必要。
- ・特定健康診査やがん検診の受診率も新型コロナウイルスの感染拡大時期に下がり、その後、受診勧奨の充実等により高まってきているが、まだ低い状況にある。
- ・ゲートキーパー登録数は目標値を大きく上回ったものの、コロナ禍の社会背景としてうつ病やうつ傾向の方が増えており、地域における自殺予防に対し、更なる知識の向上と、適切な相談機関につなげる体制づくりが必要。

（地域医療）

- ・医療施設数、医療従事者数は震災前より減少、いずれの調査においても「医療環境」

の整備が重要・優先的な対応が必要との回答が挙げられており、小児科をはじめとした、市民の要望が強い診療科の開設等、緊急性の高い方が安心して医療を受けられるよう救急医療体制の充実と地域医療の連携強化の推進と併せ、医療を受ける方の適切な受診の普及啓発等が必要。

- ・若者団体との意見交換会では、医療スタッフの不足や入院患者の退院後の生活を続けることの難しさ、地域での受け皿が不足しているために“社会的入院”が長く続いている認識にあることが挙げられており、退院後の地域へのスムーズな移行のための、更なる医療・介護の連携強化や、継続した若い世代の人材の確保と定着に向けた支援、ICT等の活用による業務効率化が必要。

(福祉・介護)

- ・高齢化率は年々上昇、要介護等認定率は他市に比べ低いものの、要介護等認定者は増加傾向にあり、若者団体との意見交換会では、高齢者等が抱える問題の多様化に加え、介護・医療の人材不足が挙げられている。障がい者や高齢者等がそれぞれに適した医療・福祉・介護予防・介護サービスの提供体制の整備と自立支援、関係機関の連携強化が必要で、人材の確保と若者の定着に向けた支援や、ICT等の活用による業務効率化が必要。
- ・新型コロナの感染拡大の影響により、生活習慣病の重症化、認知機能、社会的つながりの低下等による要介護状態の悪化が懸念されている。感染症対策を行いながら、保健医療・生活支援・介護予防・住まい・介護サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの推進や、高齢者が自ら健康づくりに取り組める体制づくりが必要。

③産業・仕事づくり（農林水産業、商工業、観光交流）

(農林水産業)

- ・震災前に比べ農家数は減少、第一次産業従事者は増加傾向にあるものの、震災前の水準には戻っていない。第一次産業従事者の震災前の水準への回復に向けて、農林水産業の担い手育成や風評被害の払拭、販路拡大の支援等が必要。
- ・若者団体との意見交換会では、農業経営を学ぶ機会がない、資材等の価格高騰のための支援、米以外で作れる園芸作物が分からない、若者定着のための環境改善などが挙げられ、研修・交流の場の整備や情報提供など、農業従事者への効果的な支援が必要。

(商工業)

- ・若者団体との意見交換会では、事業者の実情を理解した制度、若者等の新規雇用者確保に向けた支援、職場環境づくりのための継続的な支援、市との情報共有の場や相談体制の整備などが挙げられ、就労を含めた環境づくりのための支援や商業従事者への情報発信の在り方の見直し、継続的な対話の機会の創出が必要。
- ・福島ロボットテストフィールドを活用した人材誘導、企業誘致、新産業創出、新規創業者への手厚い支援を行っており、今後も産業発展に向けロボット関連企業の誘致の継続、南相馬モデルの構築、新産業の創出が必要。
- ・市民意識調査では「街なかの活性化」が『優先的な対応が必要』と位置付けられ、中高生調査では、市外での居住を希望する理由として「娯楽施設がない（少ない）から」「買い物が不便だから」が上位に挙げられている。日常生活の利便性向上や娯楽の充実など、街なかの活性化が必要。
- ・市民意識調査では、地元雇用の場や人材育成が求められており、地元雇用の場の確保と多様な人材の育成が必要。
- ・世界市場へ参入できる、高い付加価値を提供できる産業、人材の育成、マネジメン

ト力等、前例に捉われない社会変革に対する柔軟な思考と挑戦が必要で、中長期的な官民協働による計画的・重点的な投資と改革を図り、課題解決と経済成長の同時な実現が必要。

(観光交流)

- ・観光客入込数、観光イベント・体験交流事業参加者数は、新型コロナの感染拡大の影響を受け大きく落ち込んでいる。市の観光の目玉等の創出のため、山・川・海といった自然（サーフィン等）や文化遺産（相馬野馬追等）を活用した交流観光が必要。
- ・若者団体との意見交換会では、滞在型観光が弱い、市を代表するコンテンツがない、アフターコロナを見据えた観光資源の開発・発掘（特に通年観光コンテンツ）、効果的な観光PRの取組が挙げられ、多様な地域資源を最大限活用し、新たな滞在型観光や広域観光周遊へ向けた取組強化が必要。
- ・新しいまちづくりに向けた移住者のチャレンジしやすい環境があり、移住定住者が増加傾向。また、新型コロナの感染リスク回避のためのテレワークの普及やオフィスの分散化の推奨、地方での新たな働き方などが注目されており、地方への人の動きが見直されたことは本市にとってチャンスでもあり、この機運と機会を逃さず、選ばれる地域となる施策展開が必要。

④都市基盤・環境・防災（都市基盤、生活環境、地域防災、交通安全・防犯）

(都市基盤)

- ・市民意識調査では、「公共交通の確保」「道路網の整備」「住環境の整備」が『優先的な対応の継続が必要』と位置付け。市内などの路線バス利用人数は年々減少し、中高生意識調査では、住みにくい理由として「通学等の交通の便が悪い」が上位に挙げられている。日常生活に影響する生活圏の交通インフラの確保と生活道路の整備を優先して対応することが必要。
- ・小高区の観光交流や産業活動等を支援するため、（仮称）小高スマート IC 整備事業の早期供用開始に向けた取り組み強化が必要。
- ・空き家数、空き家率は大幅に増加（平成30年の空き家率26.2%、4軒に1軒が空き家）、今後も増加が見込まれる空き家の有効活用と空き家対策が必要。

(生活環境)

- ・ごみの分別ができていないことにより再資源化が進まないことや不法投棄が減らない状況で、市民意識調査では、「ごみの減量と資源化の推進」「環境保全」が『重点的な対応の継続が必要』と位置付け。不法投棄防止やごみ分別の普及啓発等、環境保全の意識の醸成を図るとともに、ごみの減量化と資源化の取組強化の推進が引き続き必要。
- ・「南相馬市ゼロカーボンシティ」を令和4年に宣言、脱炭素社会への取組推進を図っている。今後も国・県と「南相馬市ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえ、官民協働による二酸化炭素などの温室効果ガス削減の取組強化が必要。
- ・若者団体との意見交換会では、市内の再生可能エネルギーからの発電量が、市内の1年間の消費電力の94%相当であることを発信・アピールすべきであること、環境問題への理解の促進は個人の意識向上が必要不可欠であることが挙げられた。環境問題や再生エネルギーの理解促進・啓発の強化、意見交換会や研修会、体験学習等の学べる場の整備、企業・事業所・学校等の関係機関との連携強化が必要。

(地域防災)

- ・自然災害による甚大な被害が全国的に多発、令和元年に発生した東日本台風では河

川の越水や市街地の冠水など大規模な水害や土砂災害、令和3年2月及び令和4年3月に発生した福島県沖地震においても道路・建物等への大きな被害が発生。

- ・消防団員数は、震災後は減少傾向。自主防災組織のカバー率は震災後に一旦100%を下回ったが、平成28年には100%に充足。再び、令和2年には95.5%へ減少。地域防災力の減少を踏まえ、河川維持管理や道路冠水対策の強化等、災害に強い都市基盤づくりと地域防災力向上の推進が必要。
- ・河川氾濫や内水氾濫による浸水等の被害が増加しており、中高生意識調査では、市で住み続ける場合に重要だと思うことの上位に「治安がよく安心して暮らせるまちであること」「災害に強い安全なまちであること」が挙げられ、自然災害等のリスクに対応した、ハード・ソフト両面での防災・減災の取組（国土強靱化）が必要。

（交通安全・防犯）

- ・交通事故・死者数は、震災後はいずれも減少、刑法犯認知件数は、平成22年から減少傾向ではあるものの、更なる地域コミュニティの強化や広報啓発など、継続的な治安が確保されているまちづくりの推進が必要。

⑤地域活動・行財政（コミュニティ、行財政）

（コミュニティ）

- ・市民活動サポートセンター登録団体数は、平成29年度以降大幅に増加し、自立的な活動をする機運がある。また、事業構想大学院大学と連携した、官民ともにまちづくりを考える人材育成の取組を推進している。さらに、継続して地域と連携したまちづくりの推進と人材育成を図ることが重要。
- ・転入者や市外からの避難者等の地域自治組織への参加は少なく、行政区や隣組の担い手が不足している。若者団体との意見交換会では、若者や新規居住者の行政区未加入、地域活動団体の実情に合わせた適切な支援、相談窓口や補助金など分かりやすい情報の提供が挙げられた。地域自治組織加入（隣組）への理解促進と自治組織への情報提供などが必要。
- ・市民・高校生ワークショップでは、ワークショップの参加により、南相馬市の魅力を再発見できたこと、他者の意見を知ることで新たな発見につながったこと、まちづくりについて考える良い機会になったといった意見が挙げられた。きっかけとなる交流機会の提供や、市民主体の地域活動への支援が必要。

（行財政）

- ・職員意識調査では、「効果的な行政運営」が『優先的な対応が必要』に位置付けられ、国の「Society5.0」の実現の動きに合わせた自治体における対策強化と、持続可能な行財政運営の推進が必要。
- ・県内の他市に比べ、財政力指数が比較的高い水準にあるものの、今後は将来の人口減少に伴う市税減収など厳しい財政状況になることが見込まれる。IoTやAI等のデジタル技術の積極的導入によって業務改革を図ることが必要で、DXを通じた業務フローや組織機構の見直し、業務の効率化・改善（スクラップ・アンド・ビルド）を図ることで、社会動向に応じた適切な施策展開ができる仕組の構築が必要。
- ・広聴事業の認知度が低いことに加え、新型コロナの感染拡大などの影響により、ふれあい懇談会等の申込件数が減少した。市民意見の市政への反映に向け、広報手段などを工夫しながら更なる広聴事業の周知に努めるとともに、若年世代が抱える課題の把握に取り組むなど、広聴事業の活用促進が必要。

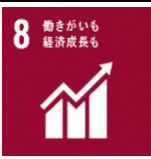
4 SDGsと計画の関係

SDGs（エスディーゼズ）は、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、17のゴール（なりたい姿）と169のターゲットから構成され、先進国・開発途上国を問わずあらゆるステークホルダーが参画し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが示されています。

しかし、SDGsの目標やターゲット、指標等は、グローバルで国家として取り組むべきものなどが多く含まれており、地域の実情にあわせて落とし込む必要があることから、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities and Local Governments)では、17のゴールに対する地方自治体の果たし得る役割を以下の通り示しています。

本市においては、基本計画の中で、進捗管理を行います。

ゴール		自治体の役割
	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

ゴール		自治体の役割
 8 働きがいも経済成長も	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
 10 人や国の不平等をなくそう	10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する	差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
 11 住み続けられるまちづくりを	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
 12 つくる責任 つかう責任	12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する	環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
 13 気候変動に具体的な対策を	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
 14 海の豊かさを守ろう	14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
 15 陸の豊かさを守ろう	15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
 16 平和と公正をすべての人に	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

※UCLG（United Cities and Local Governments）（訳は、「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－（2018年3月版（第2版）」）（自治体SDGsガイドライン検討委員会編集））